

HMC



Network

冬号
No.144



冬号特集

令和6年度税制改正大綱

インボイス制度 【実務編】

～実務対策!問い合わせの多い質問集～

今号の特集

令和6年度 税制改正大綱

…04

Regular

インボイス制度に備える 【実務編】

…10

～実務対策！問い合わせの多い質問集～

電子帳簿保存法を紐解く 第7回

…17

～令和6年1月からの電子取引データの保存方法～

Reading & Information

スマイルサテライトのお知らせ

…20

確定申告のお願い

…21

その他のお知らせ・編集後記

…23

○発行 堀江会計グループ

税理士法人 堀江会計事務所
Gift Design (有)
(株)HRC

(株)エイチ・エム・シー
行政書士法人 Gift Design

○場所

【呉本社】 呉市中央3丁目5番13号 HMCビル3階

【広島支社】 広島市中区上幟町4番7号 縮景園ひろえビル301号

○連絡先

【呉本社／広島支社】 TEL：0823-22-0123

FAX：0823-21-5739

Email：info@horie-hmc.co.jp

HP：https://horie-hmc.com/

○営業時間 8:30～17:30 (月～金)

巻頭文

謹んで新春をお祝い申し上げます

昨年はコロナウイルスの影響が収束し、世の中が再び動き始め、これまでの鬱憤を晴らすかのように、イベントや会合が再開されました。

平静を取り戻した最初のお正月になると思っていたのですが、1月1日に能登半島地震が起きました。人口の少ない地方のことだったので、けが人や死者等の被害者こそ他の大震災より少なかったものの、阪神大震災に匹敵する揺れだったとのことで、津波や火事による被害も甚大なものとなりました。

被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

世界ではロシアとウクライナ、イスラエルとハマスの戦争は継続し、平和という観点からは予断を許さない状況が続いています。

中小企業を取り巻く環境としても、コロナ禍で受けた傷が癒えぬまま、追い打ちをかけるように物価高が続く、依然として厳しい状況が続いています。

国がインフレターゲットを掲げている以上、人件費は高騰し、そのコストを賄うためには価格転嫁を余儀なくされますので、経済の循環を考えると、当面は継続して物価が上昇し、元に戻ることはないと考えられます。

経営者はこの環境を理解し、物価高を受け入れると共に、適正に価格転嫁し、自社と社員の皆様の生活を守れるよう、未来を描き、実現させてください。

2024年「^{きのえだつ}甲辰」の年は、「これまで誠実に積み上げてきたものが、実を結ぶ年」と言われています。皆様のこれまでの努力が実り、一気に飛躍する年になることを祈念いたしております。

本年も引き続きよろしく願い申し上げます。

中橋 俊浩

今月のCOVER



タツノオトシゴ (辰)

トゲウオ目ヨウジウオ科
タツノオトシゴ属

タツノオトシゴは世界中に生息する魚で、その種類は全部で50種類ほどと言われています。寿命は種によって1年以下から10年以上と大きな幅がありますが、多くの種は3年から4年ほどです。一見魚とは思えない奇妙な姿をしていますが、生物学上はれっきとした魚の仲間です。この奇妙な生態は、特殊な生活をするために進化したと考えられます。魚ではありますが、その姿から想像できるように、遊泳能力は低く、直立しているような状態で背びれを使ってふわりふわりと泳ぎます。




また、オスが出産することでも有名です。オスのお腹にある“育児のう”と呼ばれる袋にメスが産卵し、稚魚になるまで保護します。そして出産の時期を迎えると、育児のうから稚魚を産み出すのです。オスが産みの苦しみを味わう珍しい例です。



令和6年度 税制改正大綱



1. 令和6年度税制改正大綱



令和5年12月14日、与党より「令和6年度税制改正大綱」が公表されました。今年の税制改正大綱の注目すべき点は、法人課税分野では賃上げ税制の改正、交際費から除外できる飲食費基準金額の増額、外形標準課税の改正、消費課税に係るプラットフォーム課税の導入、所得税・個人住民税の定額減税の創設など幅広い分野に影響がある内容となっており、私たちの生活やビジネス環境に、大きな変化をもたらさそうです。今号では全体の大まかなポイントをご紹介します。

2. 令和6年度税制改正のポイント

注)  は増税、 は減税、 は増減なしを表す。


区分	項目	増減税	内容	適用時期
法人税関係	戦略分野国内生産促進税制		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国として特段に戦略的な長期投資が必要不可欠となる投資を選定し、その中でも総事業費が大きく特に生産段階でのコストが高いものに対して、生産・販売量に応じて減税を行う措置が創設される。 ▶ 認定事業適応事業者が事業適応計画に従って一定の機械その他の減価償却資産の取得等をし、国内にある事業の用に供した場合、対象期間の日を含む各事業年度において、一定額の税額控除ができる。 <p>【対象となる 産業競争力基盤強化商品（仮称）】 半導体／電気自動車／鉄鋼（グリーンスチール）／基礎化学品（グリーンケミカル）／航空機燃料（SAF）</p>	<p>産業競争力強化法の事業適応計画の認定の日以後10年以内の日を含む各事業年度に適用</p> <p>※令和9年3月31日までの間に認定を受ける必要があります</p>
	交際費等の損金不算入制度の延長・拡充		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中小企業の経済活動の活性化や、デフレマインド払拭の観点から、交際費等の範囲から除外される飲食費に係る金額標準について、現行の1人当たり5,000円以下から10,000円以下に引き上げる。 <p>※令和6年4月1日の属する事業年度中においては、現行の5,000円以下の基準と10,000円以下の基準が混在する</p>	令和6年4月1日以後に支出する飲食費等から適用


区分	項目	増減税	内容	適用時期
法人税関係 消費税関係	(中小企業向け) 賃上げ促進税制		<p>➤ 中小企業について、従来の要件・控除率は維持しつつ、新たに繰り越し控除制度が創設される。また、教育訓練費の上乗せ要件が緩和されるとともに、上乗せ措置の種類を拡充する。これに伴い最大税額控除率が45%へ拡充する。</p> <p>【上乗せ加算控除率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 改正前 教育訓練費の増加割合が10%以上 →10%加算 ● 改正後 <ul style="list-style-type: none"> ①教育訓練費の増加割合が5%以上かつ、教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上 →10%加算 ②認定 ※認定については厚労省HPを参照のこと ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・くるみん認定 ・えるぼし認定（2段階目以上） →5%加算 <p>【控除限度超過額の繰越】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●改正前 繰越不可 ●改正後 5年間の繰越可 (繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が前年度の雇用者給与等支給額を超える場合に限る) 	<p>令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について適用</p> <p>※個人事業主は令和7年から令和9年までの各年が対象</p>
	イノベーションボックス税制の創設		<p>➤ イノベーションの国際競争が進む中で、研究開発拠点としての立地競争力を向上し、知的財産の創出において、国内における民間の無形資産投資を後押しする観点から、新たにイノベーションボックス税制が創設される。</p> <p>➤ 次の①②のうち、いずれか少ない金額×30%を損金算入することができる。</p> <p>①対象所得：特許権譲渡等取引ごとに次の算式で計算した金額を合計した金額</p> $\text{特許権譲渡等取引に係る所得の金額} \times \frac{\text{b) aの金額に含まれる適格研究開発費の額の合計金額}}{\text{a) 当期及び前期以前のその特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計金額}}$ <p>②当期の所得金額</p>	<p>令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用</p>

区分	項目	増減税	内容	適用時期
消費税関係	高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度等の適用制限の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高額特定資産を取得し、仕入税額控除の適用を受けた場合には、その後2年間、消費税の原則課税が強制される（免税・簡易課税適用不可）。棚卸資産として取得した1取引1,000万円以上の金又は白金の地金等（以下「金地金等」）は高額特定資産に該当するが、金地金等は1取引単位の金額を1,000万円未満（1回目500万円、2回目500万円）とし、高額特定資産に該当しないように調整することが容易であったため、制度の見直しが行われる。 ➤ 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、<u>その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上</u>である場合が加えられる。 	令和6年4月1日以後の国内における課税仕入れ及び保税地域からの引き取りについて適用
	国外事業者に関わる事業者免税店制度の特例の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国外事業者により、消費税の納税義務の免除（事業者免税点制度）の特例や簡易課税制度を利用した租税回避が行われている状況を是正するため、国外事業者に関わる次の制度について適用の見直しが行われる。 ① 消費税の納税義務の免除（事業者免税点制度）の特例の適用の見直し <ul style="list-style-type: none"> ● 国外事業者は、特定期間における消費税の納税義務の判定から給与支払額を除く ● 外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業開始時における資本金の額または出資の金額により消費税の納税義務を判定する ● 国外分を含む収入金額が50億円を超える事業者が設立した法人は消費税の納税義務が免除されない ② 簡易課税制度等の適用の見直し <ul style="list-style-type: none"> 国内に恒久的施設を有しない国外事業者は、国内における課税仕入れ等が一般的には想定されず、みなし仕入れ率による仕入税額控除の適用が適切ではないため、課税期間の初日において恒久的施設を収支内国外事業者は、簡易課税制度及び2割特例制度の適用が認められなくなる。 	令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用

区分	項目	増減税	内容	適用時期
資産税関係	固定資産税評価額の評価替えに伴う負担の均衡化	—	<p>➤ 令和6年度は3年に1度の固定資産税評価額の評価替えの年であることから、税負担の公平性を図るための均衡化措置を令和8年度まで3年間適用期限を延長する。</p> <p>① 負担調整措置： 商業地等及び住宅用地について、負担水準（前年度の課税標準額÷当年度の評価額）に応じて当年度の課税標準額を調整する措置</p> <p>② 条例減額制度： 市町村が条例により課税標準額の上限を決定することができる制度</p> <p>③ 下落修正措置： 原則、固定資産税評価額は3年間据え置かれるが、地価が下落した場合に毎年の固定資産税評価額を下落修正する措置</p>	令和8年度までの固定資産税評価額の計算に適用
相続税・贈与税関係	特例承継計画等の提出期限の延長	—	<p>➤ コロナの影響の長期化や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の検討が遅れている状況を踏まえ、特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限を2年延長する。</p> <p>◆ 改正前：令和6年3月31日 ◆ 改正後：令和8年3月31日</p>	令和8年3月31日までに提出された承継計画について適用
個人所得税関係	生命保険料控除の拡充	↘ ↗	<p>➤ 23歳未満の扶養親族がいる場合には、所得税において新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が、現行の4万円から6万円に引き上げられる。ただし、一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金の合計適用限度額は現行の12万円から変更されない。</p> <p>➤ 一時払いの生命保険料は、生命保険料控除の適用対象から除かれる。</p> <p>【影響・対応策】 一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更されないため、すでに限度額に達している者は本改正の影響額がない。</p> <p>（※令和7年度税制改正で決定見込み）</p>	令和7年度税制改正において検討し、結論が得られる（見込み）



区分	項目	増減税	内容	適用時期
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個人所得税・個人住民税関係</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">扶養控除等の見直し</p>		<p>➤ 児童手当について、令和6年10月から所得制限の撤廃、第3子以降への増額とともに、支給期間について高校生年代まで延長される。15歳以下の取り扱いとのバランスを踏まえ、扶養控除が縮小される。</p> <p>①児童手当の拡充と扶養控除の縮小</p> <p><児童手当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳 1.5万円/月 ※所得制限撤廃 ・ 3～15歳 第2子まで 1万円/月 第3子以降 3万円/月 ※所得制限撤廃 ・ 16～18歳 第2子まで 1万円/月 第3子以降 3万円/月 ・ 19～22歳 なし <p><扶養控除></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～15歳 なし ・ 16～18歳 所得税 38万円 → 25万円 (改正後) 住民税 33万円 → 12万円 (改正後) ・ 19～22歳 所得税 63万円 住民税 45万円 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>②ひとり親控除の拡充</p> <p><適用対象></p> <p>改正前：合計所得金額 500万円以下 改正後：合計所得金額 1,000万円以下</p> <p><控除額（所得税／住民税）></p> <p>改正前：35万円／30万円 改正後：38万円／33万円</p> <p style="color: red;">(※令和7年度税制改正で決定見込み)</p>	<p><所得税> 令和8年以降分から</p> <p><住民税> 令和9年度以降分から</p>

区分	項目	増減税	内容	適用時期
個人所得税・個人住民税関係	定額減税		<p>➤ 賃金上昇が物価高に追い付いていないため、国民の負担を緩和すべく、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税の減税を行う。</p> <p>①所得税 居住者の令和6年分の所得税額から、特別控除の額を控除する（その者の所得税額が上限）。</p> <p><特別控除の額></p> <ul style="list-style-type: none"> 本人：3万円 同一生計配偶者及び扶養親族：1人につき3万円 <p>-----</p> <p>②住民税 納税義務者の令和6年度分の所得割の額から、特別控除の額を控除する（その者の所得割の額が上限）。</p> <p><特別控除の額></p> <ul style="list-style-type: none"> 本人：1万円 同一生計配偶者及び扶養親族：1人につき1万円 <p>-----</p> <p>【それぞれ所得制限あり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下 個人住民税は令和5年分の合計所得金額 給与所得の場合は、収入金額2,000万円以下 <p>※定額減税については次号詳しく解説予定</p>	<p>①所得税 令和6年分から</p> <p>②住民税 令和6年度分から</p>

インボイス制度に備える【実務編】

No.7 ～実務対策！問い合わせの多い質問集～

1. はじめに

令和5年10月1日から、インボイス制度が施行されました。インボイス制度が開始されて以降、実務において様々な疑問を抱かれています。今号は、質問の多い事項をまとめてご紹介していきます。※令和5年12月末時点の法令に基づき作成しています。

HMCネットワークでは138号よりインボイス制度について特集しておりますので、インボイス制度について詳しく知りたい方は138号以降をご参照ください。バックナンバーについては当社ホームページで公開しております。

2. インボイス制度に関するQ&A

インボイス制度が始まって、実務上の処理での様々な疑問点が出ています。そのなかでもよく質問のある事項について、Q&A形式でご紹介していきます。なお、国税庁ではインボイス制度の特集サイトが設けられており、そこでもQ&Aが公開されています。

Check!

クレジットカードでの仕入れは、クレジットカード利用明細書の保存でよいですか？

A.クレジットカード利用明細書では、仕入税額控除はできません。

クレジットカード利用明細書は、一般的にインボイス記載事項を満たす書類には該当しないため、その保存のみでは仕入税額控除はできません。

ただし、例えば、少額特例の対象となる取引や、公共交通機関特例、出張旅費等特例など、インボイス保存不要で仕入税額控除が可能となる特例の対象となる取引については、クレジットカード利用明細書等に基づいて仕入税額控除に係る処理を行ったとしても問題ありません。

クレジットカード払い

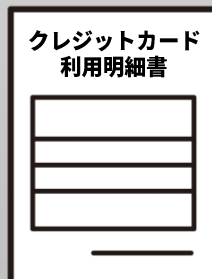


購入時の領収書等



消費税法上の「請求書等」（簡易インボイス）に該当し、これを保存することで、**仕入税額控除**できる

クレジットカードの利用明細書



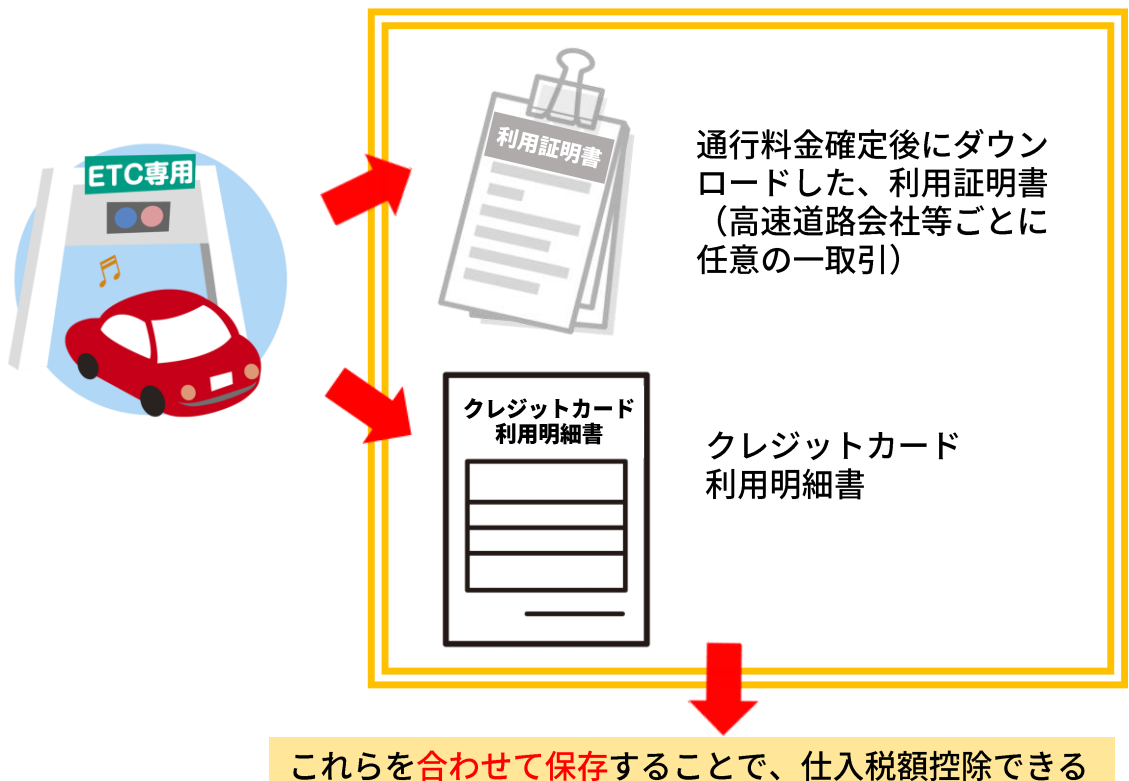
クレジットカード利用明細書の保存では、**仕入税額控除**できない

Check!

高速道路の利用について。ETCシステムを利用し、後日クレジットカードにより料金を精算している場合、クレジットカード会社から受領するクレジットカード利用明細書の保存で、仕入税額控除をすることはできますか？

A.ETCの利用に係るクレジットカード利用明細書は、要件を満たせば仕入税額控除に利用できます。

ETCの利用に係るクレジットカード利用明細書は、ETC利用照会サービスからダウンロードした利用証明書（高速道路会社等ごとに任意の一取引）と合わせることで、簡易インボイスの記載事項を満たすものとなります。その場合は、クレジットカード利用明細書の保存が必要になります。※利用証明書については受領ごとに取得する必要はなく、1回のみ取得・保存すれば、その後利用可能です。



Check!

インボイス発行事業者であるA社からインボイスとなるべき請求書を受領したのですが、そこには軽減税率対象品目である旨の記載がないため、インボイスの要件を満たしていません。再交付を受けることなくインボイスの要件を満たす方法はありませんか？

A. 記載事項に誤りがある場合、再交付または修正して売手の確認を受けることで対応が可能です。

インボイスの記載事項に誤りがある場合で、買手が仕入税額控除の適用を受けたいとき、買手は基本的に次のいずれかの対応をとります。

- ① 売手であるインボイス発行事業者に対して、修正したインボイスの交付を求める
- ② 買手がインボイスの記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手の確認を受ける

質問者は再交付以外の方法を希望しているため、②の方法をとります。

再交付以外の方法

②の対応として下記例があります。これは買手がインボイスを修正して、売手に確認を受ける方法です。この方法により、その書類はインボイスと同時に修正事項を明示した仕入明細書等にも該当します。この書類を保存することで、仕入税額控除が適用できます。

○インボイスを修正し、インボイス及び仕入明細書等とする例

〇〇年〇月〇日

ニホン商事(株) 御中

請求書

日付	品名	数	単価	金額
11/1	ボールペン	10	100	1,000円
11/3	ノート	10	200	2,000円
11/5	水	5	100	500円
10%対象 3,000円		消費税額		300円
8%対象 500円		消費税額		40円
総計				3,840円
11/1	値引	前月〇月〇日～〇月〇日分	10%	220円
ご請求金額				3,620円

(株)ほりえ商事
登録番号T3-0000-1234-5678

⇐ 「軽減税率対象品目である旨」の記載がない

〇〇年〇月〇日

ニホン商事(株) 御中

請求書

日付	品名	数	単価	金額
11/1	ボールペン	10	100	1,000円
11/3	ノート	10	200	2,000円
11/5	水※	5	100	500円
10%対象 3,000円		消費税額		300円
8%対象 500円		消費税額		40円
総計				3,840円
11/1	値引	前月〇月〇日～〇月〇日分	10%	220円
ご請求金額				3,620円

※は軽減税率対象
訂正事項につき12月1日先方に確認済

(株)ほりえ商事
登録番号T3-0000-1234-5678

⇐ 「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完しつつ、補完した旨を売手の企業へ確認を受けることで、インボイス及び修正事項を明示した仕入明細書等となる

(注) 上記例の場合、売手はインボイスの再交付は不要ですが、当初交付したインボイスの写しの保存が必要です。また、売手が売上税額の積上げ計算を行う場合には、確認を行った仕入明細書等をインボイス等の写しと同様の期間・方法により保存する必要があります。

Check!

弊社は税抜経理方式を適用しており、交際費等に該当しない「1人当たり5,000円以下の飲食費」に関しては、消費税等の額を含めず（税抜）5,000円以下かどうかで、判断を行っています。インボイス制度がスタートしましたが、この税抜5,000円の判断について留意すべきことはありますか？

弊社は消費税の課税事業者で、一般課税により納付すべき消費税額を計算しています。

A. 税抜経理方式を適用している場合、支払先がインボイス発行事業者か否かで基準となる「5,000円」が異なります。

接待交際費でも1人当たり5,000円以下の飲食費は、税務上の交際費等から除外します。インボイス制度開始後、この「5,000円」はどう考えるのでしょうか。

接待交際費のうち、次の算式で計算した1人当たりの金額が5,000円以下である飲食費（社内飲食費を除く。以下同じ）は、一定の書類を保存することを条件に、税務上、交際費等の範囲から除かれ、損金となります。

【算式】

$$\frac{\text{飲食等として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの金額}$$

この場合の「5,000円」とは、税抜経理方式を適用している場合は消費税等の額を含めず、税込経理方式を適用している場合はこれを含めて判断します。

税抜経理方式を適用している場合、支払先がインボイス発行事業者か否かで基準となる「5,000円」が次の通り異なります。

【税抜き相当額の基準額】

※（ ）内は税込相当額

発生日	インボイス発行事業者	左記以外
2023.10.1～2026.9.30	5,000円 (5,500円)	4,902円 (5,393円)
2026.10.1～2029.9.30		4,762円 (5,239円)
2029.10.1～		4,545円 (5,000円)

※円未満端数切り捨てで計算した場合。会計ソフト等によっては上記以外の税込相当額に1円の差が出ます。

これは、仕入税額控除できない部分（経過措置として最初の3年間20%、次の3年間50%、経過措置後100%）はコストとなるためです。

なお、この「5,000円」について、厚生労働省が提出した令和6年度税制改正大綱に、物価の動向等を踏まえた金額の引上げがありました。こちらについては税制改正大綱の特集ページを御覧ください。

Check!

通販サイトのAmazon.co.jpでの注文に関して、適格請求書のダウンロード方法を教えてください。

A. Amazon.co.jpでの注文について、販売元が適格請求書発行事業者である場合、注文履歴から適格請求書をダウンロードできます。

「注文履歴」→「領収書等」→「支払い明細書」をクリック

amazon.co.jp prime すべて 検索 Amazon.co.jp JP アカウント & リスト 返品もこちら注文履歴 カート

注文日 2023年12月13日 合計 お届け先 注文番号 249-5884211-0695024 注文内容を表示 領収書等

本日お届け済み

amazon.co.jp 適格請求書

こちらをダウンロード ※右上に「適格請求書」と表示があればOK

購入者住所 大盛 相模 神奈 大盛 相模 神奈 JP

〒153-0064 東京都目黒区下目黒 1-8-1 ARCO TOWER ANNEX 日本 登録番号: T3040001028447

支払い明細書 1 ×
・領収書／購入明細書

ギフトレシートを共有する
商品レビューを書く

「領収書／購入明細書」からインボイスはダウンロードできませんのでご注意ください。

注文日 2023年12月13日 合計 お届け先 注文番号 249-5884211-0695024 注文内容を表示 領収書等

本日お届け済み

amazon.co.jp 注文番号249-5884211-0695024の領収書 このページは印刷してご利用ください。

発行日: 2023年12月15日
注文日: 2023年12月13日
Amazon.co.jp 注文番号: 249-5884211-0695024
ご請求額: ¥3,212

2023年12月13日に発送済み

注文商品	価格
商品名	¥329
商品名	¥573
商品名	¥537

配送方法: 郵便受取
支払い方法: 支払情報 商品の小計: ¥4,124

支払い明細書 1 ×
・領収書／購入明細書

ギフトレシートを共有する
商品レビューを書く

この領収書はインボイスではありません

また、アマゾンジャパン合同会社が販売元の注文は、この方法でインボイスのダウンロードができますが、**マーケットプレイス出品者**への注文は、注文後でなければインボイス適格事業者かどうか分からないため、ご注意ください。（※Amazonビジネスアカウントであれば判別できます。詳しくはAmazonのサポートをご利用ください）

Check!

NTT西日本からの請求に関して、適格請求書の入手方法を教えてください。

A. NTT西日本からの請求は、「NTT西日本」からの請求と「NTTファイナンス」からの請求の2パターンがあるため、入手方法にご注意ください。




NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ（以下、NTT各社）では、適格請求書をWebサイト「適格請求書サイト」上で、PDFファイルにて提供しており、ご自身でダウンロードする必要があります。原則、紙による提供は行っていません。NTT各社からの請求か、NTTファイナンスからの請求か、請求元によってダウンロード方法が異なるため、まずは**請求元を確認**しましょう。

また、NTTファイナンスの適格請求書をダウンロードする場合、Webビリングの申し込みが必要です。




【参考1】NTTファイナンスの適格請求書のダウンロードについて

- 法人・個人に関わらず、Webビリングへの申し込みが必要です。

適格請求書が必要な場合は必須

 **Webビリングのお申し込み（無料）はこちら**  

※ 適格請求書のダウンロードには、Webビリングのお申し込み（無料）が必要です。

 **Webビリングからのダウンロード方法はこちら**  

- Webビリングへの申し込み方法や適格請求書のダウンロード方法は、ホームページより動画にて案内が提供されています。

<https://www.ntt-finance.co.jp/billing/invoice/> →



NTTファイナンス

インボイス制度のご案内 (1分21秒)

Webビリングの申込手順 (2分41秒)

NTTファイナンス から
消費税の仕入税額控除の適用を受ける法人及び個人事業者のお客さまへ
インボイス
(適格請求書等保存方式)
に関するお知らせです

Webビリングの申し込み方法
カンタン 便利 無料

適格請求書をWebビリングでダウンロードする方法について (5分18秒)

NTTファイナンス から
消費税の仕入税額控除の適用を受ける法人及び個人事業者のお客さまへ

【参考2】NTT西日本の適格請求書のダウンロードについて

○1回線か複数回線かによって、ダウンロードサイトが異なります。


1回線のみご請求のお客さま

1回線のみご請求のお客さまは<<https://www.billing.ntt-west.co.jp/entrance>>からログインをお願いいたします。


サイトイメージ



1請求で複数回線をご利用のお客さま

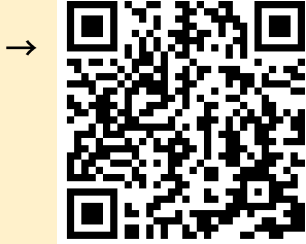
1請求で複数回線をご利用のお客さまは[こちら](#) 

サイトイメージ



こちらの案内ページへは、下記のURL (QRコード) よりアクセスが可能です。

<https://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/invoice/submit/>



詳しくはNTT各社へお問い合わせください。

【参考3】NTTコミュニケーションズの適格請求書のダウンロードについて
請求元がNTTコミュニケーションズの場合、Billingステーションより提供されます。適格請求書をご希望の方はBillingステーションを申し込みましょう。

詳しくは下記のURLからご確認ください。

<https://www.ntt.com/business/lp/s1/billingstation.html>




▶ [ログインID/パスワード忘れ、パスワード失効でお困りの方](#)
▶ [ご利用上の注意](#)

電子帳簿保存法を紐解く

【第7回】令和6年1月からの電子取引データの保存方法

「電子帳簿保存法」の令和3年改正法は、改正当初、令和4年1月1日に施行される予定でしたが、企業サイドで社内体制の構築が間に合わないという声が多く上がり、急遽2年間の宥恕期間が設けられることになりました。これにより、昨年までは電子データを紙に出力して保存することが容認されていましたが、宥恕期間が終わった令和6年1月1日からは、出力せずに一定の要件に従って電子データのまま保存する必要があります。HMCネットワークでは、136号より電子帳簿保存法の改正についてお伝えしてまいりました。今号は、令和6年1月1日から義務化となった電子取引データの保存方法について再度お伝えいたします。

1. 令和6年1月1日からの電子取引データの保存方法

電子帳簿保存法では、帳簿や書類の電子保存に関するルールを「電子帳簿保存」、「スキャナ保存」、「電子取引データ保存」の3つに分けて定めています。（HMCネットワークNo.137・142号参照）

その中の「電子取引データ保存」にあたって、「真実性の確保」と「可視性の確保」を満たさなければならないと規定しています。前者は、【その記録が改ざんなどされていない「本物」であるという確認ができるか】、後者は、【誰もが視認・確認できる状態を確保しているか】という意味です。具体的にはどのように対応すればよいか、それぞれ対応方法をご紹介します。

1

可視性の確保

①モニター・操作説明書等の備え付け

使用しているパソコンやモニターの**操作マニュアル・取扱説明書などを備え付けて、すぐに取り出せるよう準備しておきましょう。**



②検索要件の充足

検索要件の充足とは、簡単に言うと「電子帳簿保存法のルールどおり検索できる状態にしておきましょう」ということです。このルールとは以下の3つのことです。

- ① 「取引年月日」「取引金額」「取引先」により検索できる
(例：ファイル名にこの3つを入れるなど)
- ② 日付か金額の範囲指定により検索できる
- ③ 2つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件で検索できる

ただし「基準期間における課税売上高が1,000万円以下の方」または「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方」は、電子取引データの「**ダウンロードの求め**」に応じることができるようであれば、この要件は不要となります。

真実性の確保

・ **不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する**
 専用のシステムなどを導入していなくても、「ルールを決めてそれを守ること」でこの条件を満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>) にて掲載されています。

【国税庁のホームページ】

ホーム / 法令等 / その他法令解釈に関する情報 / 電子帳簿保存法関係

/ 参考資料 (各種規程等のサンプル)

参考資料 (各種規程等のサンプル)

電子帳簿等保存に関するもの

▶ [国税関係帳簿に係る電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 \(概要\) \(Word/13KB\)](#)

スキャナ保存に関するもの

▶ [スキャナによる電子化保存規程 \(Word/20KB\)](#)
 ▶ [国税関係書類に係る電子計算機処理に関する事務](#)

電子取引に関するもの

▶ [\(索引簿の作成例\) \(Excel/11KB\)](#)
 ▶ [電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事](#)
 ▶ [電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事](#)

(個人事業者の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

(訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由 (正当な理由がある場合に限る。) によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

一 申請日

また、令和6年1月1日からは、電子取引データが原本となるため、**電子取引データは消さずに保存**しなくてはなりません。「これまでプリントアウトした後に電子取引データを消していた」という方はご注意ください。

電子取引
データ保存

PDF

請求書

2. 準備が間に合わない場合について

令和6年1月1日までに事務処理規程の制定などの準備が間に合わなかった、という方もいらっしゃると思います。以下の(1)と(2)を満たす場合は、電子取引データを保存しておくだけでも大丈夫です。

- (1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）
- (2) 税務調査等の際に
 - ・ 電子取引データのダウンロードの求め
 - ・ 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

(1)の相当の理由としては、例えば「人手不足」「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広く認められます。

(2)は、「電子取引データを消さずに保存」しつつ、「税務調査等の際に電子取引データや電子取引データのプリントアウトした書面を渡せる」ようにしておけば良いということです。

3. 電子取引データの保存に関するQ&A

その他よくある質問について、Q&A形式でご紹介します。

Q

請求書のファイル名の日付は取引年月日？それとも請求年月日？

A

請求書のファイル名の日付は、一般的に「請求年月日」を記載します。

例えば、請求年月日として4月30日が記載されている請求書のファイルを5月1日に電子メールで受け取った場合、ファイル名には4月30日を記載すれば問題ありません。

Q

ファイル名の取引金額は税抜？それとも税込？

A

ファイル名に記載する取引金額について、基本的には「帳簿の処理方法（税込経理方式／税抜経理方式）に合わせるべき」と考えられています。ただし、受け取った国税関係書類に記載されている取引金額を検索要件の記録項目とすることも認められています。

帳簿の処理方法(税込経理/税抜経理)に合わせるべきと考えられますが、受領した国税関係書類に記載されている取引金額を検索要件の記録項目とすることとしても差し支えありません。

出典：電子帳簿保存法一問一答 | 国税庁

自社ではどのように記載するのか、事前に社内で統一しておくとい良いでしょう。

スマイルサテライトのお知らせ

第2弾！

はやわかり動画セミナー

『基本からわかるインボイス制度』

- ◆インボイス制度の概要
- ◆消費税のしくみとインボイス制度
- ◆インボイス準備と注意事項
- ◆インボイス登録したほうがよい？判定フローチャート
- ◆開始に向けたチェックリスト
- ◆価格交渉の際の注意点

各5分程度
だから
スキマ時間で
視聴できる！

アクセスはこちらから→



<https://horie-hmc.com/1714>

第1弾 確定申告についての動画も引き続き公開中♪
<https://horie-hmc.com/1491>



インターネットから簡単に！
動画視聴サービス

(株)ユアーズブレン
と共同開発

【今後の公開予定】
・電子帳簿保存法について



確定申告のお願い

今年もいよいよ確定申告の時期がやってきました。当社では、2月末までに終了し、早期にお客様へ税額報告することを目標に取り組んでおります。そのためには皆様のご協力が不可欠です。

以下の点について、何卒ご協力の程よろしくお願い致します。

- ①資料提出は **1月25日(木)** までをお願いいたします。
- ②事業と関係のない家事費は必要経費とはなりませんので、家事費（※家事関連費を除く）の領収書は入れないようにしてください。
※家事関連費とは、電気や電話等事業用と家庭用で共用している場合のそれらの費用のこと
- ③控除証明書・源泉徴収票・医療費のお知らせ（医療費控除のある方）はもれなくお揃えの上、ご提出をお願いいたします。

1. 医療費

医療費が10万円（合計所得が200万円未満の方はその5%）を超える方は医療費控除が受けられます。ただし、通院費や入院費に補填された保険金や、市役所等からの高額医療費給付等を受取っていただければその分医療費から差し引かれます。高額医療費給付金のハガキも漏れなくご用意いただくようお願いいたします。

平成29年度より明細に記載した医療費分は領収書の提出が不要となっておりますが、申告期限等から5年間は自宅での保存が必要となっておりますのでご注意ください（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません）。

また、協会けんぽ等から届く医療費のお知らせでの提出が可能ですので、医療費のお知らせは捨てずに保管をお願いいたします。その他にセルフメディケーション税制もあります。詳しくは担当者にお問い合わせください。

2. 生命保険・地震保険（損害保険）

満期や解約で保険金を受領された方は、申告が必要な場合がありますので、念のためご連絡ください。

3. 国民年金保険料

日本年金機構から昨年11月初旬頃に送られてきている「社会保険料（国民年金保険料・国民年金基金）控除証明書」または銀行等で支払ったことを証する「領収証書」の証明書類添付が必要です。

もし紛失された場合には、日本年金機構へ再発行のご請求をお願いいたします。再発行には日数がかかりますので、早目の対応をお願いいたします。

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」0570-058-555まで。

4. 譲渡・贈与

土地や家屋を譲渡された方、令和5年中に110万円を超える評価になる財産や金銭の贈与を受けた方は、申告が必要ですのでお早めにご連絡ください。

5. 住宅借入金等特別控除

令和5年度に金融機関のローンで住宅を取得された方は担当者にご連絡ください。過去に申告を失念していた住宅借入金に関しても、一定期間は期限後申告できる場合がありますので、ご連絡ください。

6. 寄付金控除

ふるさと納税を含む寄付をされた方は、控除を受けるために受領証等をご準備ください。さとふるやふるなびなどをご利用の方は控除証明の一覧表が出力できますので、そちらをご準備ください。

災害の義援金をされている場合は、その義援金が「特定寄付金」に該当するものであれば寄付金控除の対象となります。

7. 災害の損害

地震、火災、風水害などの災害によって、事業に関係のない住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告によって雑損控除又は、軽減免除を受けることが出来ます。控除を受けるために「り災証明」をお持ちください。

8. マイナンバーについて

マイナンバーの記載が必要となっております。まだ弊社に提出されていない方は提出をお願いします。

9. 確定申告が必要な方（一例）

- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・1か所から給与の支払を受けている方で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与について、災害減税法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- ・公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方
- ・外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方
※退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、退職所得の申告は不要となります。

(国税庁ホームページより抜粋)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki2017/a/01/1_06.htm→



申告が必要かどうかの判断に迷われている方や、上記の資料等を紛失された等でお困りの方はお早めに弊社担当者にご連絡ください。

お近くの税務署でも時期が近付きましたら確定申告の相談等が開催されております。(電話相談も受け付けてくれます)

その他のお知らせ

確定申告に伴う営業日のお知らせ

2月23日（金・祝）は、
8：30～17：30の時間帯で
営業いたします。

平日ご都合の悪い方はどうぞご利用ください。



編集後記

このたびの石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

今号は毎年恒例の「税制改正大綱」と、いよいよ始まったインボイス制度と全面対応の始まった電子帳簿保存法について、具体的な対応法や質問集をご紹介しました。今年「辰」年。辰は龍のこと

でもあり、十二支の中で唯一の空想上の生き物です。他の干支は実在する動物なのに、なぜ龍だけが架空の動物なのか不思議ですよね。これについては、はっきりとした理由はわかっていません。龍は古

来より中国で権力の象徴とされ、縁起の良い生き物とされています。東洋で権力・隆盛の象徴として親しまれていた龍は、身近な存在であったことから干支に選ばれたのかもしれない。他に、「本来干支の各文字に動物は関係なかったのに、あとから同音の動物を紐づけたせいで架空の動物が入ってしまった」という説や、「龍という文字に鱶（ワニ）の意味もあった

ので、そもそもは龍ではなくワニを指していた」とする説があります。ちなみにアラビアでは辰がワニに置き換わっているんですよ。

さて、前々回の辰年は二〇〇〇年で、二千円札が発行されました。今年も七月前半には、国内で二十数年ぶりに新デザインの紙幣が発行されます。この新紙幣の発行は意外なところに影響を与えています。真っ先にその影響を受けたのは出版業界で、新紙幣のデザインが発表された時、その顔となる渋沢栄一、津田梅子、北里柴三郎の三人の伝記が売れたそうです。

辰年の「辰」は「振るう」という文字に由来しており、自然万物が振動し、草木が成長して活力旺盛になる状態を表します。コロナ禍による経済停滞から抜け出し、新紙幣発行や、円安によるインバウンド需要で、ますます日本経済が成長し、旺盛な年となることを期待しています。





税理士法人
堀江会計事務所